

○岡山理科大学教育学部履修規程

(趣旨)

第1条 岡山理科大学教育学部履修規程（以下「本規程」という。）は、岡山理科大学学則（以下「学則」という。）に定めるもののほか、教育学部において開設する授業科目、単位数及び履修方法等について、必要な事項を定める。

(コース)

第2条 岡山理科大学教育学部の各学科に、次のとおりコース並びに各コースの募集人員を設ける。

学科	コース	募集人員
初等教育学科	小学校教育コース	70名
中等教育学科	国語教育コース	20名
	英語教育コース	20名
	国際日本語教育コース	20名

(教育課程の編成)

第3条 学則第2条の3第6項に定める教育研究上の目的を達成するため、次の科目区分により体系的に授業科目を編成する。

(1) 専門教育科目

専門教育科目は、教育学部の専門分野に関する科目群であり、「教科に関する科目」「教職に関する科目」「教育実践に関する科目」「グローバル教育課題に関する科目」及び「体験・探究活動に関する科目」によって構成する。

(2) 外国語教育科目

外国語教育科目は、社会において必要とされる語学力の水準を達成するため、学生の能力に応じて、1年次から3年次まで計画的に履修するものとして構成する。

(3) 教養教育科目

教養教育科目は、幅広く深い教養及び総合的な判断力を培い、豊かな人間性を養うために設定し、「人間・社会科学教育科目」「キャリア教育科目」によって構成する。

(4) プロジェクト科目

プロジェクト科目は、複眼的な思考力を養い、創造性や革新性を伸長するために設定したプロジェクトに必要な科目で構成する。

(5) 博物館学芸員関連科目

博物館学芸員関連科目は、博物館学芸員資格を取得するために必要な科目で構成する。

(授業科目の単位数及び必修・選択の別)

第4条 学科・専攻の授業科目の単位数は、学則第11条により、1単位の履修時間を教室内（授業時間）及び教室外（自学自習時間）を合わせて45時間とし、授業の方法に応じて、次のように定める。

(1) 講義及び演習は、授業時間15時間をもって1単位とする。ただし、外国語教育科目は15時間をもって0.5単位とする。

(2) 実験、実習及び実技は、授業時間30時間をもって1単位とする。

2 各コースにおいて履修する授業科目、単位数及び必修・選択の別は、別表Ⅰのとおりとする。

3 IB教員資格取得及びワインプロジェクトプログラム修了に必要な科目の授業科目、単位数及び必修・選択の別は、別表Ⅱのとおりとする。

- 4 教育職員免許状取得に必要な授業科目、単位数及び必修・選択の別は別表Ⅲのとおりとする。
- 5 博物館学芸員資格取得に必要な授業科目、単位数及び必修・選択の別は別表Ⅳのとおりとする。

(授業時間)

第5条 本学の授業時間は、次に掲げる時間帯とする。

1 時限	2 時限	3 時限	4 時限	5 時限
9 : 10～10 : 40	10 : 55～12 : 25	13 : 15～14 : 45	15 : 00～16 : 30	16 : 45～18 : 15

(授業科目の履修)

第6条 授業科目は、配当された年次において履修するものとする。但し、配当年次以上の年次においては履修することを妨げない。

- 2 既に単位を取得した授業科目は履修することができない。
- 3 同一名称科目を除く他学部・他学科開設科目は、授業科目の担当教員、所属学科長及び教務課の承認を得れば履修することができる。ただし、卒業・進級に必要な単位に加えることはできない。

なお、初等教育学科の学生は所属学科の「国際理解教育概論」に替えて、中等教育学科の「国際理解教育概論」を履修することができる。

- 4 履修登録を行っていない授業科目は、成績評価及び単位認定を行わない。
- 5 各学期の履修登録・訂正期間終了後は、特別の理由がない限り、履修科目の変更及び追加を認めない。
- 6 初等教育学科と中等教育学科における同一名称の専門教育科目のうち、以下の科目については、所属学科の授業科目を履修しなければならない。

教職に関する科目	教職論
	教育学原論
	教育史
	教育心理学
	学習心理学
	教育行政学
	教育社会学
	学校経営

(履修登録単位数の上限 (CAP 制))

第7条 学生が自学自習の時間を確保し、適切に授業科目を履修するため、1年間に履修できる履修登録単位数の上限を49単位とする。

- 2 前項の履修登録単位数には、次に掲げる授業科目の単位数は算入しない。

<教養教育科目>

「企業情報特論」、「インターンシップ」

<プロジェクト科目>

「IB教育課程論」、「IB教育方法論」、「IB教育評価論」、「DP教育実践研究Ⅰ」

「ワインプロジェクト実習Ⅰ」、「ワインプロジェクト実習Ⅱ」、「ワインプロジェクト実習Ⅲ」

<博物館学芸員関連科目>

博物館学芸員関連科目の全授業科目

<単位互換科目>

放送大学等、他大学との単位互換科目

3 第1項にかかわらず、履修科目を登録する時点で前年度の取得単位数が30単位以上、かつ前年度 Grade Point Average(以下「GPA」という。)が3.0以上の者に対しては、年間57単位まで登録を認める。

なお、取得単位数およびGPAには、卒業要件に含まれない科目の単位数は算入しないものとする。

(海外研修による単位認定)

第8条 海外大学において研修講座並びに語学研修により取得した単位については、研修期間、及び研修内容等により、次のとおり認定を行う。

科目の区分	認定する授業科目名	単位数
外国語教育科目	海外語学研修A	1単位
	海外語学研修B	2単位
	海外語学研修C	2単位
	海外語学研修D	3単位
教養教育科目	国際理解(海外文化研修)	2単位

2 海外研修による単位認定に必要な事項は別に定める。

(単位の認定と学習の評価)

第9条 学則第29条に基づく単位の認定及び第30条に基づく学習の評価は、科目ごとに次の評価基準によって行う。

評点	評価	判定	Grade Point
100点～90点	S(秀)	単位認定	4点
89点～80点	A(優)	単位認定	3点
79点～70点	B(良)	単位認定	2点
69点～60点	C(可)	単位認定	1点
59点～0点	D(不可)	単位不認定	0点
受講・受験せず ※	E	単位不認定	0点
科目認定	N	単位認定	—

※出席時間数が授業科目における規定時間数の3分の2を超えていない場合又は最終評価試験を受験していない場合。

2 当該年度における成績の概況を判断する指標として、前項に基づく Grade Point の数値の平均値 GPA を用いることとする。

GPAによる成績の目安	
4.00～3.00	優秀
2.99～2.00	良好
1.99～1.50	普通
1.49～1.00	やや問題あり
0.99～0.00	相談を要す

3 GPAの算出は以下のとおりとする。

$$\frac{(Sの単位数) \times 4 + (Aの単位数) \times 3 + (Bの単位数) \times 2 + (Cの単位数) \times 1}{\text{総履修登録単位数}}$$

※小数点第3位以下切り捨て

※総履修登録単位数には、成績評価D、Eの単位数を含む

※成績評価Nの単位数は、GPA算出に含めない

- 4 通年制の科目については、前半終了時に成績の中間評価を行い、「H」（現時点では良好）、「I」（努力を要する）、「J」（相当な努力を要する）、「K」（単位修得の可能性なし）とし、学習指導上の参考とする。

（進級判定基準）

第10条 2年次から3年次、3年次から4年次に進級する際、以下の進級判定基準を満たすものとする。

上級年次への進級要件	2年次から3年次 専門教育科目＋外国語教育科目＋教養教育科目＋プロジェクト科目 ≥ 60 単位
	3年次から4年次 専門教育科目＋外国語教育科目＋教養教育科目＋プロジェクト科目 ≥ 104 単位 ただし、外国語教育科目(必修科目) ≥ 6 単位

※IB教員養成プロジェクト科目及びワインプロジェクト科目の「ワインプロジェクト実習Ⅰ」

「ワインプロジェクト実習Ⅱ」「ワインプロジェクト実習Ⅲ」（以下「ワインプロジェクト実習科目」という。）は、卒業・進級に必要な単位に含めることができない。

（教育実習履修の要件）

第11条 初等教育学科の「小学校教育実習Ⅰ」、「小学校教育実習Ⅱ」並びに中等教育学科の「教育実習Ⅰ」、「教育実習Ⅱ」を履修するには、次の要件を満たすものとする。

- (1) 1年次終了時における全履修科目のGPAが1.6に達していること。
- (2) 前号の基準を満たしていない学生については、2年次終了時における2年次の全履修科目のGPAが1.6に達していること。
- (3) 初等教育学科の「小学校教育実習Ⅰ」、「小学校教育実習Ⅱ」を履修するには、原則として3年次春学期終了までに次の科目を履修し、かつ「教育実習事前・事後指導」を履修中であることを必要とする。

「教科に関する科目」から8単位以上

「教職に関する科目」より次の科目区分の全必修科目

「教職の意義等に関する科目」

「教育の基礎理論に関する科目」

「教育課程及び指導法に関する科目」

「生徒指導、教育相談及び進路指導に関する科目」

- (4) 中等教育学科の「教育実習Ⅰ」、「教育実習Ⅱ」を履修するには、原則として3年次秋学期終了までに、所属コースの次の科目を履修し、かつ、「教育実習事前・事後指導」を履修中であることを必要とする。

「教科に関する科目」から12単位以上

「教職に関する科目」より次の科目区分の全必修科目

「教職の意義等に関する科目」

「教育の基礎理論に関する科目」

「教育課程及び指導法に関する科目」

「生徒指導、教育相談及び進路指導に関する科目」

（転学部・転学科・転コース）

第12条 学生が、他の学部へ転学部しようとするとき、又は教育学部内において転学科若しくは転コースをしようとする時は、学則第19条の規定を準用するものとする。

(卒業要件)

第13条 学則第33条に基づき、本大学に4年以上在学し、別表Iに定める必修科目をすべて修得した上で、科目区分ごとに定める単位数を満たし、合計124単位以上修得した者に対し、卒業を認定する。

科目区分	修得すべき単位数	合計
専門教育科目	80単位以上	124単位以上
教養教育科目	12単位以上 (内、キャリア教育科目2単位を含む)	
外国語教育科目	10単位以上	
プロジェクト科目	-	

(注) (1) 必修科目はすべて修得すること。

(2) 別表Iの備考欄や欄外の条件を満たすこと。

(3) プロジェクト科目(I B教員養成プロジェクト科目及びワインプロジェクト実習科目)、博物館学芸員関連科目は、卒業・進級に必要な単位に含めることができない。

(教育職員免許状)

第14条 別表IIに定める単位並びに卒業に必要な単位を修得して卒業する者には、次の免許状を取得する資格が与えられる。

学科	コース	取得できる免許状
初等教育学科	小学校教育コース	小学校教諭一種免許状
中等教育学科	国語教育コース 英語教育コース 国際日本語教育コース	中学校教諭一種免許状(国語・英語) 高等学校教諭一種免許状(国語・英語)

(準用)

第15条 本規程に定めるもののほか、必要な事項は、学則を準用する。

(改廃)

第16条 本規程の改廃は、教育学部教授会及び大学協議会の審議を経て、学長が決定する。

附 則 本規程は、平成28年4月1日から施行する。

附 則 この改正規程は、平成29年4月1日から施行する。

この改正規程は、平成29年度入学生から適用する。

附 則 この改正規程は、平成29年9月1日から適用する(第6条改正)。

この改正規程は、平成29年度入学生から適用する(第6条改正)。

附 則 この改正規程は、平成30年4月1日から施行する。

この改正規程は、平成30年度入学生から適用する。

附 則 この改正規程は、平成31年4月1日から施行する。

この改正規程は、平成31年度入学生から適用する。

附 則 (令和元年10月23日 第7回大学協議会)

この改正規程は、令和2年4月1日から施行する。

この改正規程は、令和2年度入学生から適用する。